
令和2年 第2回 築上町議会臨時会会議録 (第2日)

令和2年7月3日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和2年7月3日 午前10時00分開議

日程第1 議案第57号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第57号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事に入る前に、宗議員から発言のお申出がありましたので、これを許します。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 発言の申出をお許しいただきまして、心からまず感謝申し上げます。

私は、7月1日の臨時議会本会議議案質疑の際に、大変不適切な発言をいたしました。不適切な内容とは、何で罪を犯した人を救うのか、私も同じような意見を受けていますと発言したことです。

罪を犯した人とは、明らかに特定の方を指しております。その方は、一審で有罪判決を受けられておりますが、今控訴されている状況です。罪を犯した人ではないわけです。私は、受けた意見をそのまま発言したわけではございますが、説明や補足もなく事実と異なる発言をしてしまったことに、皆様の誤解を招きかねないと深く反省しております。

今後は、このような不適切な発言をしないよう、細心の注意を払って質問をいたしたいと思っております。まずその方に申し訳ございませんでした。そして、皆様、誠に申し訳ございませんでした。最後に議長、この発言の機会を与えてくださって心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまより議事に入ります。

日程第1 議案第57号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第57号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第57号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について、本案について審議が十分につくせないので、継続との意見があり、採決の結果可否同数となり、委員長採決にて継続すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより継続審査に対する討論を行います。継続審査に反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

総務産業建設常任委員会から、閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。継続審査の件について、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） 2番、江本守議員については、代理投票の申出がありましたので、これを許可いたします。

事務局2人で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、池永巖議員、4番、鞆野希昭議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（武道 修司君） 念のために申し上げます。投票は過半数で決まります。可決は、過半数が必要となります。

念のために申し上げます。継続審査に賛成の方は賛成に丸印を、継続審査に反対の方は反対に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は反対とみなします。

（「議長、大体よう説明せんと、議員の中で不慣れな人が割合あるんだから」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

もう一度言います。継続審査に賛成の方は賛成に丸印を、継続審査に反対の方は反対に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（武道 修司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 配付漏れなしと認めます。

それでは記入してください。記入をしたら、順次投票をしてください。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはなしと認めます。これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成6票、反対7票。したがって、継続審査については、否継続にすることに決定をいたしました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、ただいま否継続になりましたので、会議を続けていきます。

原案に対しまして、再議に対しまして討論を行います。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 退席します。

〔池亀議員退席〕

○議長（**武道 修司君**） 再度申し上げます。ただいまより再議について討論を行います。条例改正に発議の原案ですね、発議原案に反対意見のある方。北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） 原案に対して反対の意見を述べさせていただきます。

憲法94条には、「法律の範囲内で条例を制定することができる」とあります。その法律である地方公務員法第16条によれば、禁固以上の刑に処せられた職員は、執行猶予がついても失職になります。これが大原則とされています。単純に執行猶予がつけば、禁固以上の刑に処せられても失職をしないものとする内容の条例は、地方公務員法第16条の趣旨に反するため、憲法違反になる恐れがあります。

しかし、憲法92条に地方自治の基本原則があります。地方自治は、住民の意思に基づいて行われなければならないという原則です。憲法違反になる恐れのある条例についても、主人公である住民から見て人権保障や民主主義に役立つ内容のものであり、住民の信頼を損なわない基準が示されれば、特例で定めることができる余地があります。

職員の方は、住民の代わりに仕事をしているのですから、職員の分限に関する条例の内容についても、特例を定める場合は住民の視点に立ち、職員の資格要件を逸脱しない範囲で定める必要があると考えます。

そもそも、このように特例で定めることができる余地があるのはなぜでしょうか。私は、不可抗力による人権侵害を防ぐためのものではないかと考えます。この視点から、もう一度この条例

の明分が本当に適切であるかどうかについて考えると、幾つかの疑念が残ります。

まず、執行猶予さえつけば、どんな罪を犯してもよいという解釈の余地があることです。ほかの自治体の条例を調べましたところ、このような解釈の余地を払拭する客観的な基準となる文言は、交通事故や過失に当たります。

この条例の明文には、そういった客観的な基準を示す文言がありません。さらに、町長の裁量権が拡大された場合に、町長のお気に入りの職員は許されて、そうでない職員は失職してしまうということが起きてしまうのではないかという懸念もあります。そういった懸念に対し、歯止めをかけるための限定された文言もありません。

そして、もしまた不当な圧力や不当な要求を行う人物が現れた場合、失職がなくなれば加害者側の罪悪感が薄れるため、その圧力や要求が強くなってしまう可能性もあります。

以上の理由により、私はこの原案の条例に対し反対いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、条例改正に賛成の意見のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

現行の条例は、新川町政が政権を担う築上町には、実情に合っていないと考えます。先ほど北代議員が不可抗力による人権侵害がある場合が必要とおっしゃいましたが、本町では不可抗力による人権侵害が存在してきました。

今回の臨時議会で、まず江本議員の質問に町長は、過去の事例を説明しただけで、まとめには最後に意義があると結んだだけ。なぜその江本議員の疑問に答えなかったのか、答弁はございませんでした。

そして、私からの住民の理解が得られない理由への御答弁は、「住民の反響があるから直接請求になる」などと意味の分からないことを口走って逃げているように感じました。

職員を守る仕組みを解いたときは、築上町不当要求行為の防止に関する条例の損害のみ、ここで詳しく申し上げるのは控えますが、本条例の提案時、町長が本議会この場で私におわびして下さったことは、記憶されていますよね。あのときは、要綱が存在していたのに機能していなかったことが明らかになりましたね。

ちなみに、町長は「要綱を条例に格上げされた」とおっしゃいましたが、現在条例と要綱両者存在しているのですね。改正前条例が実情に即していないのではの質問の御答弁には、「町長の判断だと外圧が大きいので、断れるようにこの条例になっている」と、御自身の責任逃れをするような御答弁をなさいました。

最後に、再発防止のため、町として事件の検証を求めたところ、「再発防止というよりは、事件を起こしちゃんらないのは当たり前、起こさないように職員を厳しく指導する」と、質問に答えずパワーハラスメントのような論議にすり替えられました。再議という強行な議案を提案した

にもかかわらず、議員の質問にはまともに回答することもできない、どうしたらこの再議に、条例改正に反対できるでしょうか。

私は、本条例改正により町執行部が官製談合事件をしっかりと検証の上、再発防止に努め、それを町民に示すことを求めています。しかしながら、今臨時議会を通して、町執行部は本条例改正のきっかけとなった官製談合事件を長部課長お一人に罪を押しつけて葬り去ってしまおうという意図があると分かりました。

私は質疑の中で町長に、事件の再発防止のために反省を含めて事件の検証をと求めましたが、論理をすり替えられ職員の指導を厳しくする、職員を守ることができなかった首長の反省は皆無、そのような強行な首長の下では、働いてくださる職員さんがいなくなってしまうと大変危惧しています。

職員が安心して業務に遂行できるよう、執行猶予の判決を受けた場合に、故意による罪か、過失による罪かにかかわらず、特に酌むべき情状がある場合は、例外的に失職しない可能性を残せるようにするため、本条例改正は必須でございます。

そして、さらに本条例改正のきっかけとなった官製談合事件は、間違いなく築上町と九電工の癒着が引き起こした事件であり、長部元課長と吉元元議員が引き起こした事件ではないと考えます。

私の手元にも判決文を頂いています。検察側の事実認定の中に、築上町は国からの工事予算獲得のために、九電工に対し建設経費の見積り依頼を行った。そのことをきっかけに、九電工は築上町への営業活動を本格化させた、そのように明記されています。九電工は、一体築上町のどなたに対して営業活動を本格化させたのでしょうか。その時点で、長部元課長が建設課職員でした。官製談合事件は、ここが発端なのではないですか。

6月議会と昨日の常任委員会で、町長も副町長も「九電工の方には会ったことがない」と、お二人が2度も答弁なさいました。では、町長、副町長はその発言の責任を取って、九電工は築上町のどなたに対して営業活動を本格化させたのでしょうか。調査する義務が生じたわけでございます。条例を可決させ、今回の官製談合事件の原因を検証すべきではないでしょうか。

私は、この条例が廃案になれば、百条委員会の設置を同僚議員と求めたいと思っております。

以上、築上町職員の分限に関する手続及び調査に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について、賛成討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、条例改正に反対意見のある方、工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この条例、議員発議によってされた経緯は、まず住民からの請願によるものだと認識しております。6月議会の最終日の反対討論でも言いましたが、職員はもともと守られている。どんな不況になろうと解雇もされないし、仕事の出来不出来にもかかわらず

昇給はされる。

しかし、今行われている余罪判決された場合は、免職という厳しいそういう条件を承知で勤務している。

この条例は、先ほど北代議員も言いましたが、何があっても助けてしまうという条例にも取れてしまうところは、職員のこれからの仕事に関しても、条例に対しての意味も、本当に薄れてしまうのではないかなという危惧をします。

昨日行われた総務産業建設常任委員会で、町長はこの条例が可決されても、適用しないと明言しました。適用しないということは、条例可決してもしないということですから、この条例の意味さえもなくなってしまうと私は考えております。

再議書の中に、住民の理解や町民の信頼という言葉がありますが、もともとこの事件が起きた時点で、町長、住民は議会にも町にも信頼はしていません。我々議会がすることは、この条例改正ではなくて、先ほど宗議員の発言にありましたが、この事件の全容解明をすることが我々議会の責任なんですね。この条例を改正することではありません。

ですから、この条例が可決されようと否決されようと、我々議会の責任においてこの事件の全容解明をするということを、皆さんにこの場で確認したいと思うぐらいの気持ちであります。

この条例だけでは、職員を守れないということを強く私の意見として、反対討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、条例改正に賛成意見のある方。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 私は、公判中の中で元課長ですね、課長の団体が陳情書を5月29日に提出しまして、それに私は考えさせられました。

そして、今回この議場にいらっしゃる議員の方12名と一緒に発議を提出しました。発議に署名したからには、最後まで私はこの発議に賛成していく気持ちでございます。

そして、この私が調査した中で、この長部課長の判決文に、自明という言葉があります。先ほど宗議員が言われたように、この自明という言葉は、この官製談合に築上町自体が自ら関与していたのは明らかだということにされております。ここまで判決文に書かれて、何も問題なく終わるのか、そこをこの議場にいる皆さん考えていただきたい、圧力に徹してはいけません。あのとき12名署名した気持ちを初心に思いいただき、皆さんこの自明という言葉に、頭の中にあると思うんですよ。しかし、それを消し去る圧力動いたんでしょう。

そして、1人の職員を守るだけじゃありません。この官製談合は、長部課長が4月までの期間に発注された案件であります。しかし、この事件に関しては、長年前から、先ほど宗議員が言われたように、九電工が仕組んでいるんです。亡くなった議員がいよいよいまいと、九電工は落札できたんです。

その中で、職員がその中で業務を全うしただけなんですね。そして、横に新庁舎できておりま

す。同じように、行政というのはそういう予算を基本設計から実施設計計画して、断行するのが行政でしょう。

しかし、職員1人が一生を大事にする職をなくすんですよ。そこを町長が守ってやらないとどうするんですか。今後の職員も、安心して働けないじゃないんですか。中には、辞めようかという職員もおるんですよ。理由は町長たちが守ってくれないから。

議員提案ならできる。そうじゃなくて執行部提案でしたらどうですか。これに規則をつくって、本当に関与しているのを認めて、職員を救ってやるべきだと私は思います。

だから、最後の最後まで私は賛成いたします。これが理由です。賛成討論です。

○議長（武道 修司君） 次に、条例改正に反対意見の方、信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 私は、今回ただいま再議にかけられております築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての発議の提案者であります。

6月議会最初の日、12人でこれを提案しようと言ったときは、恐らく皆さん同じ気持ちだったと思うんです。長い間一生懸命公務を全うした職員を、何としてでも救ってあげたいという気持ちは、皆さん同じだったんです。

そして、今回提案してから私はずっと今日まで、いろんな方にお会いし、お話を聞き、また有権者からもたくさんの電話がありました。この話を聞いて、また町内外からのいろんな方の意見を聞くことができました。専門的な方の意見もたくさん聞いてまいりました。

その中で、ある専門的な方は、「今あなた方議会が制定しようとしている条例は憲法違反ですよ」と、よく考えてください。憲法第94条、これは北代議員が詳しく言いましたので、もう触れませんが、この憲法94条の法律の範囲内で条例を制定しなければならない。そして、地方公務員法第16条、それから地方公務員法第28条の4項、16条の1に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失うとあります。

この条例に特別の定めがある場合という、これを今回この条例を定めて、この職員を救いたいと思ったわけですが、ある専門的な知識の方いわく、「どんな罪を犯した人でも、執行猶予さえつけば救うことができる、そのような条例を定めることがあってはならない」と。「特に、故意で罪を犯したとしても、執行猶予がつくことも多々あるわけです。こんな条例をあなた方は定めるんですか」と言われました。

今回、提案してこの事件の判決文を読みたいと私は思ったので、議長、それから事務局長にどうかして手に入らないかとお願いをしました。ただ、「今こういう状況なので、出せません」という答えが返ってまいりました。

ところが、6月議会の最終日の前日に、この判決文の全文を読むことができました。それまで

の新聞記事等で部分的には分かっておりながら、全文を読んでも、自分が勝手に思っていたことより、かなり相違があるということがわかりました。

工藤議員が一般質問でお話をしておりました。そんなもんかなと私は思っておりましたが、また総務産業建設常任委員会でも述べられておりましたことが、本当にこの判決文を読んで納得いくものとなったわけであります。

それともう一点、全国8自治団体同じようなものの条例が存在するというので調べてみますと、確かにありますが、そのほとんどが交通事故を想定しており、今回可決した条例とはかなり内容的に違うと思っております。

特に、故意に犯した罪においても、失職しないとする事ができるということにはなっていないと思います。だから、今回可決した条例を制定してしまうと、これは全国的に見ても本当にまれな条例だと言わざるを得ないと思います。本当に築上町にとって、もしかしたら恥ずかしいかもしれない、みっともないかもしれない、そんな条例になるかもしれないんです。

条例をよくよく考えるならば、やはりこの条例の条例案を制定させてはいけないと思わざるを得ません。我々議員は、良識ある判断をしなければならないと思っております。

最初に言いましたように、職員を何とかして救ってあげたいという気持ちは、今でも変わっておりません。もっと何か違う方向で救ってあげられたらと、これからも考えていきたいと思っております。そういうことで反対意見とします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 次に、条例改正に賛成の意見のある方、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第57号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議の採決を行います。

本案は地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とします。出席議員は13名であり、この3分の2は9人であります。この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 無記名投票の理由の御説明をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

繰り返しになるかもしれませんが、再度お話しします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 2番、江本守議員については、代理投票の申出がありましたので、これを許可いたします。事務局2人で代理投票を行います。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、工藤久司議員、6番、北代恵議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（**武道 修司君**） 念のために申し上げます。条例改正に賛成の方は賛成に丸印を、条例改正に反対の方は反対に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は反対と見なします。

もう一度言います。条例改正に賛成の方は賛成に丸印を、条例改正に反対の方は反対に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（**武道 修司君**） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 配付漏れなしと認めます。

それでは記入をしてください。記入をしたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

○議長（武道 修司君） 投票の結果を報告する前に、念のために申し上げます。

築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議の件を議決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成が必要となります。出席議員は13名であり、この3分の2は9名であります。

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成5票、反対8票。以上のおり、賛成票が所定数に達していません。よって、築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議の件については、議決どおり決定することは否決されました。

議場の出入口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さんにおかれましては、1日から3日間本当に再議という形で私が議長宛てに提出させていただきましたが、私ども本当に法を守りながら仕事をしていく立場という形の中では、本当にこれは断腸の思いで再議を提出させていただいたところでございます。

そういうことで、これも全国的な話題になり、これも一つ大きな実例として全国でひとつ参考にされていくのではなかろうかなど、このように考えておりますけど、本当に議員の皆さんには慎重な審議をしていただきありがとうございました。そういう形の中でお礼を申しながら、本議会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで令和2年第2回築上町議会臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員